

平成27年12月7日（月曜日）午後2時03分 開 議

●議事日程第1日 12月7日（月曜日）

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告及び提出議案
- 第4 議案第8号 平成27年度飯塚地区消防組合補正予算（第2号）
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第5 議案第9号 飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第6 議案第10号 飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第7 認定第1号 平成26年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定
（提案理由の説明、決算審査報告、質疑、討論、採決）
- 第8 報告第2号 専決処分の報告（救急事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
（報告、質疑）
- 第9 一般質問
- 第10 署名議員の指名
- 第11 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時03分 開会

○議長（鯉川 信二）

△開会

改めましてこんにちは。出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、12月7日、一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月7日、一日と決定いたしました。

行政報告及び提出議案に入ります。

組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。齊藤組合長。

◎組合長（齊藤 守史）

本日、平成27年第3回消防組合議会定例会を招集するに当たり、本年2月定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、飯塚地区消防組合組織再編実施計画に基づき、10月21日に桂川分署、10月22日に庄内元吉出張所の用地購入契約を行いました。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した2名に2か月間の就業前研修を、資格取得後2年ごとの再教育として8名に6日間の病院内研修を、気管挿管認定のため1名に病院実習を実施したほか、九州研修所で実施される養成課程に2名を入校させております。

次に、防火・防災意識の高揚につきましては、幼年消防クラブの健全な育成とクラブ相互間の親睦を深めるため10月20日に、管内31の保育園・幼稚園児1,017名の参加による「第11回幼年消防ふれあい祭り」を開催したほか、10月31日には、飯塚消防署において消防フェスタを開催し370名の地域住民の参加を得て幼児、児童を通じた家庭内の防火意識の普及・啓発を図りました。

また、管内の小学6年生、1,524名を対象に、防火ポスターコンクールを実施いたしました。入賞作品は飯塚市枝国「イオン穂波店」に展示し、地域住民に対する防火意識の向上を図るとともに、最優秀作品1点については、防火ポスターを作成し管内事業所に配布いたしました。

次に、住宅等の火災防止につきましては、火災発生時の人的被害を軽減するため、査察計画に基づき、職員延べ36名を動員して、高齢者世帯を対象とした一般住宅の防火査察を95件実施し、火気取扱い及び住宅用火災警報器の設置指導を行いました。

また、5月17日に発生した川崎市の簡易宿泊所の火災及び10月8日に発生した広島市の

飲食店の火災に伴い、管内の簡易宿泊所5施設及び飲食店9施設の特別査察をそれぞれ5月及び10月に実施しました。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、消防大学校の幹部科に2名、福岡県消防学校の初任教育に9名、各種教育課程に11名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に9名を入所させました。

また、11月7日及び8日に大分県佐伯市で実施された、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に、指揮隊、救助隊、救急隊及び後方支援隊として12名が参加したほか、11月11日から14日まで、千葉県市原市ほかで実施された、第5回緊急消防援助隊全国合同訓練に救急隊として3名が参加しました。

以上が2月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ5件であります。はじめに、議案第8号は、平成27年度補正予算第2号でございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億893万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億883万7千円と定めております。

次に、議案第9号は、飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報に対する必要な保護措置を整備するものであります。

次に、議案第10号は、飯塚地区消防組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理するものであります。

次に、認定第1号は、平成26年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定でございます。

次に、報告第2号は、専決処分の報告で、救急事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の報告であります。

議案の内容は、上程されました都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえご議決いただきますようお願いを申し上げます行政報告及び提出議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（鯉川 信二）

議案第8号「平成27年度飯塚地区消防組合補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長（長野 文彦）

議案第8号「平成27年度飯塚地区消防組合補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

お手元の平成27年度飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それ

ぞれ、2億893万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、28億883万7千円とするものでございます。歳入歳出予算の、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載の「第1表、歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。5ページをお開き願います。

2. 歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、2,563万3千円の追加の、主な理由といたしましては、当初予算では、平成26年度の地方交付税、消防費単位費用、11,200円を基礎に算出した額を計上いたしておりましたが、平成27年度の地方交付税消防費が確定し、消防費単位費用が100円引き上げられ、11,300円になったことによるものでございます。各市、町ごとの補正額の内訳は、右説明欄に記載のとおりでございます。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、1(目)財産貸付収入、132万5千円の追加は、右説明欄記載の建物貸付料収入の増でございます。

次に、2(目)利子及び配当金、542万2千円の追加は、消防賞じゅつ金基金、消防庁舎及び職員公舎建設基金、消防施設整備基金、及び財政調整基金の預金利子の増を計上いたしましたものでございます。

その内訳は、右説明欄に記載のとおりでございますが、追加の理由は、当初の見込みから運用利率が上がったことによるものでございます。

次に、3(款)、2(項)財産売払収入、1(目)物品売払収入、129万5千円の追加は、不用品売払収入の増によるものでございます。

6ページをお開き願います。4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、2(目)消防庁舎及び職員公舎建設基金繰入金、1億5,250万6千円の追加は、飯塚消防署建設用地購入の財源として計上いたしましたものでございます。

次に、5(款)、1(項)、1(目)繰越金、2,298万9千円の追加は、平成26年度歳入歳出決算における、実質収支額、4,897万9千円から、地方自治法第23条の2の規定による、基金繰入額2,449万円を差し引いた額とするため、計上いたしましたものでございます。

次に、6(款)諸収入、2(項)雑入、1(目)助成金交付金、23万3千円の減は、右説明欄記載の消防救急無線、デジタル化整備事業助成金の交付対象となる起債が確定したことによるものでございます。

続きまして、7ページ、3. 歳出について、ご説明いたします。

1(款)、1(項)、1(目)議会費、13(節)報酬、5万7千円の減は、消防組合議員定数の減、及び飯塚市、嘉麻市の議会議員選挙に伴う、消防組合議員の不在期間が発生したためでございます。

2(款)総務費、1(項)総務管理費、1(目)一般管理費、13(節)委託料、118万6千円

の減は、右説明欄記載の庁舎清掃委託料、及び給与電算システム改修委託料の、契約後の執行残を計上いたしたものでございます。

次に、25(節)積立金、右説明欄記載の財政調整基金預金利子積立金、58万3千円の追加は、歳入でご説明いたしました、同基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、3(款)、1(項)消防費、1(目)常備消防費、2(節)給料、180万7千円の減の、主な理由は、再任用職員1名の退職によるものでございます。

次に、3(節)職員手当等、206万4千円の減は、右説明欄記載の住居手当、休日勤務手当、及び期末勤勉手当の減によるものでございます。

次に、4(節)共済費、187万8千円の追加の、主な理由といたしましては、右説明欄記載の共済組合負担金の増で、保険料の算定基礎が、給料を基準に算定する手当率制から、厚生年金が採用している標準報酬制に移行したことによるものでございます。

次に、11(節)需用費、266万6千円の減は、右説明欄記載の燃料費の単価が、当初見積もりより下がったことによるものでございます。

次に、13(節)委託料、55万7千円の減は、右説明欄記載の指令装置保守点検委託料の契約後の執行残を計上いたしたものでございます。

次に、19(節)負担金補助及び交付金、486万円の追加は、右説明欄記載の退職手当組合負担金で、早期退職者等による、特別負担金が発生したことによるものでございます。

次に、25(節)積立金、36万1千円の追加は、右説明欄記載の消防賞じゅつ金基金預金利子積立金で、歳入でご説明いたしました同基金の預金利子を積み立てるものでございます。

8ページをお開き願います。続きまして、2(目)消防施設費、13(節)委託料、5万4千円の追加は、土地取得のための嘱託登記委託料を計上いたしたものでございます。

次に、17(節)公有財産購入費、2億506万円は、飯塚消防署建設用地6,238.34平方メートルを購入するため、土地鑑定評価額を参考に算出した額を、新たに計上いたしたものでございます。

次に、25(節)積立金、447万8千円の追加は、歳入でご説明いたしました、消防庁舎及び職員公舎建設基金、及び消防施設整備基金の預金利子を積み立てるものでございます。

9ページ以下の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、平成27年度飯塚地区消防組合補正予算(第2号)の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(鯉川 信二)

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。議案第8号「平成27年飯塚地区消防組合補正予

算（第2号）」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯉川 信二）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

次に議案第9号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長（長野 文彦）

議案第9号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容について、ご説明いたします。議案書の1ページをお開き願います。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報に対する、必要な保護措置を整備するため、提出するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。4ページをお開き願います。

今回の改正は、個人番号をその内容に含む、特定個人情報に関して、特別の取り扱いが必要になることから、新たに第5章の2として、特定個人情報に関する特則を追加するものでございます。本文、第22条の2は、今回追加する特則に必要な用語の定義規定でございます。

次に、第22条の3は、目的外利用の制限について、通常の個人情報よりも、さらに厳格に利用事由を制限するものでございます。

第22条の4は、外部提供の制限につきましては、通常の個人情報よりもさらに厳格にして、番号法に規定する場合のみに、制限するものでございます。

次に5ページ、第22条の5及び第22条の6につきましては、通常の個人情報では、自己情報の開示及び訂正の請求ができるのは、本人と法定代理人に限られておりますが、特定個人情報におきましては、任意代理人にも請求権を認めるものでございます。

第22条の7で、訂正の請求に基づき訂正した場合は、通常の個人情報では、訂正の請求をした者等に通知することといたしておりますが、情報提供等記録の訂正については、総務大臣にも通知するものといたしております。

次に、第22条の8は、第1項におきまして、特定個人情報の削除、目的外利用、及び外部提供の中止の請求事由について、通常の個人情報よりも幅広く認めることといたしております。

6ページをお開き願います。同条第2項で、目的外利用の中止を請求できる者に、本人と法定代理人のほかに、任意代理人を加えることとし、同条第3項で、システムの中に自動保存されている情報提供等記録については、目的外利用の中止の請求が、できないこととするものでございます。

次に、第32条の改正につきましては、通常の個人情報では、閲覧などに関する規定が、他の法令にある場合には、そちらが優先されることとなっておりますが、特定個人情報につきましては、これから除くことといたしております。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第9号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議案第9号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号「飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長（長野 文彦）

議案第10号「飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容について、ご説明いたします。

議案書の7ページをお開き願います。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。10ページをお開き願います。

今回の改正は、他の法令による給付との調整を規定いたしております、附則第5条について改正するものでございまして、第1項の表中、10ページから13ページに記載しております、傷病補償年金、障害補償年金、及び遺族補償年金について、各関係規定の文言の整理、及び調整率を改正するものでございます。

13ページをご覧ください。附則第5条第2項の表は、休業補償の関係規定でございしますが、表中に記載のとおり、関係規定の文言の整理、及び調整率の改正を行うものでございます。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第10号「飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜わりますよう、お願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第10号「飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、認定第1号「平成26年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長(長野 文彦)

認定第1号「平成26年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」について、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開き願います。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出決算の状況と、施策の成果報告の概要を、ご説明申し上げます。

はじめに、決算規模でございますが、歳入決算額は、28億1,972万1千円で、歳出決算額は、27億7,074万2千円となっております。

これを前年度の決算額と比較いたしますと、歳入で、2億180万6千円の増、歳出で、2億1,167万7千円の増となっております。

次に、決算の収支につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額、及び実質収支額は、4,897万9千円の黒字となっております。

また、平成26年度の実質収支額から、前年度の実質収支額、3,469万5千円を差し引いた単年度収支額につきましては、1,428万4千円の黒字となっております。

次に、歳入の概要でございますが、歳入決算額、28億1,972万1千円の主なもの、構成市町から拠出いただきました、分担金及び負担金、25億2,590万1千円、構成比89.58%、組合債、2億1,670万円、構成比7.68%、繰越金、4,150万2千円、構成比1.47%等でございます。

次に、歳出の概要でございますが、歳出決算額は、27億7,074万2千円で、性質別経費の状況につきましては、16ページ、上から3行目をご覧ください。

人件費19億3,821万円、構成比69.95%、物件費1億3,565万7千円、構成比4.90%、補助費等1,427万6千円、構成比0.52%、維持補修費36万2千円、構成比0.01%、投資的経費4億3,040万4千円、構成比15.53%、積立金2億4,979万円、構成比9.02%及び公債費、204万3千円、構成比0.07%となっております。

次に、施策の成果についてであります、「5、事務事業の概要」以下に記載いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、認定第1号「平成26年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についての説明を終わります。ご審議のうえ、ご認定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

次に、認定議案に対する監査委員の決算審査報告をお願いいたします。田中博文監査委員。

○田中 博文議員

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、先に組合長から審査に付されました、平成26年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、歳入歳出決算と付属書類の合規性、計数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に準拠した処理がなされ、平成26年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。

歳入総額28億1,972万1千円に対しまして、歳出総額は、27億7,074万2千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、4,897万9千円の黒字となっております。また、指揮指令室の消防・救急無線デジタル化工事及び飯塚消防署の救助工作車を実地見分しましたが、施工及び管理状況は良好でありました。

以上、簡単に申し述べましたが、細部につきましては、お手元の意見書をご覧いただきたいと存じます。

おわりに、国の経済については、9月の月例経済報告で「景気は、このところ一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要がある。」とされており、長期的には景気回復が期待されるものの、海外の景気に影響を受ける不安定な状況は依然として続くものと考えられ、消防組合を構成する各市町においても、景気の回復による財政状況の急速な改善を見込むのは難しいと考えられます。また、飯塚市及び嘉麻市では、市町村合併に伴う地方交付税の特例算定が期限を迎え、平成28年度から地方交付税の合併算定替の縮減が始まることから、構成市町からの負担金を主な財源とする消防組合の財政状況についても、構成市町と同様にこれから一層厳しくなっていくものと考えられます。

このような状況の中、消防組合においては、将来にわたって安定した消防行政を運営していくよう、平成25年度に策定された「飯塚地区消防組合組織再編実施計画」及び「飯塚地区消防組合財政健全化実施計画」に沿って組織運営の見直しに取り組まれているところです。

これらの計画を着実に実行し、現在の地域事情に適応した消防体制を構築し、限られた予算

を効果的、効率的に運用することで、より一層安全、安心な地域社会を確立できるよう、関係者の一層の努力を望むものであります。以上で終わります。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

認定第1号「平成26年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

次に、報告第2号「専決処分の報告（救急事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を議題といたします。

報告事項について説明を求めます。池田飯塚署長。

◎飯塚署長（池田 政治）

報告第2号「専決処分の報告（救急活動時の接触事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について、ご説明申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、救急活動時の事故に係る損害賠償の額（示談の内容を含む）を定めることについて、平成27年8月3日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、2事故の概要及び36ページの図に記載のとおり、平成27年7月10日午前7時26分頃に覚知した、飯塚市菰田655番地12の救急事案に庄内救急隊が出動し、居間に倒れている傷病者を担架に乗せて勝手口から救急車に収容する際、隊員が担架を持ったままの状態です勝手口付近の段差に足をとられバランスを崩し、近くに止めてあった傷病者宅車両に身体が接触、車両の右後輪フェンダー付近を損傷させたものでございます。

事故の原因は、事故現場である傷病者宅の勝手口付近の搬送経路が狭かったため、隊員が段差を避けきれずにバランスを崩したことが原因でございます。

過失割合は消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方に車両修繕料として、5万8,968円を賠償金として支払うものでございます。詳細につきましては、36ページ、6損害額及び賠償負担額の表に記載のとおりでございます。

なお、消防組合が支払う損害賠償額5万8,968円は、一般財団法人全国消防協会より支払われます。

このような事故を起こしましたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。

ます。どうも申し訳ございませんでした。

今後は、同種事故の再発防止のため指導の徹底を図って参る所存でございます。以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（鯉川 信二）

報告事項に対する説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

次に一般質問ですが一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

次に署名議員を指名いたします。

4 番原中政廣議員、13 番坂平末雄議員。

以上をもちまして、議事日程の全てを終了いたしましたので、平成27年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時42分 閉会

●出席議員

(出席議員 13名)

1番	鯉川信二	8番	坂口政義
2番	宮原由光	9番	兼本芳雄
3番	田中秀哲	10番	秀村長利
4番	原中政廣	11番	田中博文
5番	竹本慶吉	12番	道祖満
6番	中嶋廣東	13番	坂平末雄
7番	田中日本明		

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	笹尾清隆	議会事務局書記	和多良
〃	徳永進一郎	〃	沖俊二
〃	吉田達郎		

●説明のため出席した者

組合長	齊藤守史
副組合長	赤間幸弘
副組合長	井上利一
消防長	長野文彦
総務課長	鬼丸徳寿
予防課長	池永昌直
警防課長	大谷繁憲
飯塚消防署長	池田政治
飯塚署副署長	藤川啓司
山田消防署長	大塚正道
桂川消防署長	高山生爾
総務課企画財政係長	篠崎太望
総務課会計係長	梶嶋博徳